

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 13 日

各都道府県環境主管部局 御中

環境省自然環境局野生生物課

ヒアリに関する対応について（依頼）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、6月に兵庫県尼崎市で確認されて以降、現在までに兵庫県神戸市、愛知県弥富市、大阪府大阪市、東京都品川区、愛知県飛島村、愛知県春日井市で相次いで確認されており、我が国への侵入及び定着が懸念される状況となっております。

つきましては、ヒアリの侵入及び定着の防止等のため、下記についてご協力願います。なお、ヒアリの確認状況、見分け方、防除手法、刺された場合の対応及び生態等については、WEB サイトをご参照ください。

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant.html>

記

1. 事業者及び地域住民等からヒアリと疑われる事例の通報があった場合には、貴部局において可能な限り簡易的な同定を実施し、疑わしい事例は速やかに各地方環境事務所等に通報するとともに殺虫処分を行う等により早期発見、早期防除を行うこと。
2. 港湾部局、消防防災部局、衛生部局、教育部局等の関連する部局、市町村、港湾及び輸入コンテナ貨物を利用する事業者をはじめとする関係者等に対し、ヒアリの確認状況、見分け方、防除手法、刺された場合の対応及び生態等に関する適切な情報を周知するとともに、連携体制の確保に努めること。

担 当

環境省自然環境局野生生物課

外来生物対策室 八元、三宅、知識

電 話:(03)5521-8344(直通)

ファックス:(03)3581-7090